

さやま維新の会
 熟・壮年には元気を!
 若者には夢を!

第10号 **維新の風**

発行所
 さやま維新の会
 小原 一 浩 中 1-2-10
 ☎072-320-3502
 http://oharachan.com

ご挨拶

台風一過、朝晩が少し涼しくなりましたが、お変わりなくお過ごしのことと存じます。

さて、9月議会では、「議員定数2名削減」の請願に関して紹介議員として常任委員会にて趣旨説明をし、本会議で討論をいたしました。採決の結果、この請願は反対10名、継続で審査2名、賛成2名で不採択となりました。

一方、本年度から通年議会を採用した当市の議会は、議員定数削減や夜間・休日開催などに率先垂範して取り組みれば良いと考えています。

日本の古い統治制度を抜本的に作り変える必要性を痛感します。社会構造や経済、政治においてもグローバル化の大波が押し寄せて来ていて、至る所で規制緩和が叫ばれています。日本の常識が世界の非常識だと言われなためにも、絶え間ない変革が求められています。

大阪狭山市議会議員

小原 一 浩



平成 25 年 9 月 議会
「議員定数削減請願」
不採択となる

紹介議員としての
小原議員の討論 (抜粋)



請願は次回選挙から定数を2人削減し13人とする条例改正を要求する請願です。議員の定数は市の人口、市域の広さ、その他の条件を考慮して決められるべきもので「当市の15の議員定数は多い」との主張です。

地方自治法第91条第1項で「市町村の議会の定数は、条例で定める」とあります。当市の議員定数15名は府内では一番少ない定数です。しかし、仮に人口を基準に単純に考えると、当市の人口は河内長野市の半分なので、定数も半分即ち9名で充分だ。との説も成り立ち得ます。

議員は多様な市民の意見を吸収するものとしても、多様化が進行している現実では、多ければ多いほど良いとは言えない。一方、少ないほど良いと言っても、合議体である議会の条件を犯さないとすれば4人以上は必要でだが、4人以上の定数を定める為にはそれなりの理由付けが必要です。日本の現行自治制度は、地域住民に「条例の制定改廃請求権」「事務の監査請求権(12条)さらに「議会の解散請求権」「主要公務員の解職請求権(13条)」という強力な直接民主制的な制度を認めているので、定数削減が非民主的だとの主張は「地方自治制度が国政同様の

大阪狭山市議会 議長 様

平成25年8月22日

紹介議員 小原一浩

件名 議員定数削減に関する請願

1. 要旨
議員定数削減 次回選挙から定数を2名削減し13名とする条例改正を要求します。
2. 理由
国並びに地方自治体においても財政危機に直面し、行財政改革が断行されている現在、市民の代表者たる議員は率先してこの行財政改革に範を垂れる必要があります。議員の定数は市の人口規模、市域の広さ、担税能力その他の条件を考慮して決められるべきものであり、当市の議員定数15名は多い。

以上

大阪狭山市議員活性化推進会
 大阪狭山市狭山 2-881-5
 代表世話人 上堀 保雄
 他 6名

議会制民主主義に基づいている」との錯覚に基づくものであります。現行制度の下では、議員数が多いことは必要ではありません。むしろ、行政の活動が、不断に市民の監視下におかれる体制を整備する事が大切です。

一部を除き、米国の大方の自治体の議員定数は10名余りであり、主権者たる住民が参加し易い夜間の時間帯に議会が開かれています。

我が国で、このような夜間や土日の議会開催が行われていない大きな理由は、地方議会は会期制を採用し、議会は会期中に限ってしか活動能力を持たないとしている(101条~102条)ことにあった。その為「一定期間に集中して審議する」などの理由で平日の昼間に開催されていて、住民が参画・傍聴しにくい運営になっていた。当市に於いては府内の市に先駆けて今年度から通年議会を採用しているのだから、米国の市議会のように夕方や休日開催を目指せば良い。